

特許協力条約

発信人 日本国特許庁（国際調査機関）

代理人 飯田 敏三 様 あて名 〒105-0004 日本国東京都港区新橋3丁目1番10号 石井ビル 3階		PCT 国際調査機関の見解書 (法施行規則第40条の2) [PCT規則43の2.1]	
		発送日 (日.月.年) 14.08.2012	
出願人又は代理人 の書類記号 12F01358W0		今後の手続きについては、下記2を参照すること。	
国際出願番号 PCT/J P 2 0 1 2 / 0 6 3 3 0 8	国際出願日 (日.月.年) 24.05.2012	優先日 (日.月.年) 22.06.2011	
国際特許分類 (IPC) Int.Cl. H01M14/00(2006.01)i, C07D487/04(2006.01)i, C09B23/00(2006.01)i, C09B57/10(2006.01)i, H01L31/04(2006.01)i			
出願人 (氏名又は名称) 富士フイルム株式会社			

1. この見解書は次の内容を含む。 <input checked="" type="checkbox"/> 第I欄 見解の基礎 <input type="checkbox"/> 第II欄 優先権 <input type="checkbox"/> 第III欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解の不作成 <input type="checkbox"/> 第IV欄 発明の単一性の欠如 <input checked="" type="checkbox"/> 第V欄 PCT規則43の2.1(a)(i)に規定する新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解、それを裏付けるための文献及び説明 <input type="checkbox"/> 第VI欄 ある種の引用文献 <input type="checkbox"/> 第VII欄 国際出願の不備 <input checked="" type="checkbox"/> 第VIII欄 国際出願に対する意見
2. 今後の手続き 国際予備審査の請求がされた場合は、出願人がこの国際調査機関とは異なる国際予備審査機関を選択し、かつ、その国際予備審査機関がPCT規則66.1の2(b)の規定に基づいて国際調査機関の見解書を国際予備審査機関の見解書とみなさない旨を国際事務局に通知していた場合を除いて、この見解書は国際予備審査機関の最初の見解書とみなされる。 この見解書が上記のように国際予備審査機関の見解書とみなされる場合、様式PCT/ISA/220を送付した日から3月又は優先日から2月のうちいずれか遅く満了する期限が経過するまでに、出願人は国際予備審査機関に、適当な場合は補正書とともに、答弁書を提出することができる。 さらなる選択肢は、様式PCT/ISA/220を参照すること。
3. さらなる詳細は、様式PCT/ISA/220の備考を参照すること。

見解書を作成した日 07.08.2012			
名称及びあて先 日本国特許庁 (ISA/J P) 郵便番号100-8915 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号		特許庁審査官 (権限のある職員) 宮澤 尚之 電話番号 03-3581-1101 内線 3477	
		4 X	9 2 7 8

第 I 欄 見解の基礎

1. 言語に関し、この見解書は以下のものに基づき作成した。

出願時の言語による国際出願

出願時の言語から国際調査のための言語である _____ 語に翻訳された、この国際出願の翻訳文
(PCT規則12.3(a)及び23.1(b))

2. この見解書は、PCT規則 91 の規定により国際調査機関が認めた又は国際調査機関に通知された明らかな誤りの訂正を考慮して作成した (PCT規則 43 の 2.1(b))。

3. この国際出願で開示されたヌクレオチド又はアミノ酸配列に関して、提出された以下の配列表に基づき見解書を作成した。

a. 提出手段 紙形式

電子形式

b. 提出時期 出願時の国際出願に含まれていたもの

この国際出願と共に電子形式により提出されたもの

出願後に、調査のために、この国際調査機関に提出されたもの

4. さらに、複数の版の配列表又は配列表の写しを提出した場合、出願後に提出した配列の写し若しくは追加して提出した配列の写しが、出願時に提出した配列と同一である旨又は出願時の開示を超える事項を含まない旨の陳述書の提出があった。

5. 補足意見：

第V欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に定める見解、それを裏付ける文献及び説明

1. 見解

新規性 (N)	請求項	1-13	有
	請求項		無
進歩性 (IS)	請求項	1-13	有
	請求項		無
産業上の利用可能性 (IA)	請求項	1-13	有
	請求項		無

2. 文献及び説明

文献1:JP 2000-195570 A (富士写真フイルム株式会社) 2000.07.14, 全文
 文献2:JP 2000-103978 A (富士写真フイルム株式会社) 2000.04.11, 全文
 文献3:JP 62-290184 A (富士電機株式会社) 1987.12.17, 全文
 文献4:FR 96399 A1 (CENTRE NATIONAL DE LA RECHERCHE SCIENTIFIQUE) 1972.06.16, 全文

(1)請求項1~13に係る発明は、国際調査報告で引用された何れの文献にも開示されておらず、新規性及び進歩性を有する。特に、請求項1及び13に式(1)として記載された色素は、何れの文献にも開示されていないし、当業者が容易に想到し得るものでもない。

第Ⅷ欄 国際出願に対する意見

請求の範囲、明細書及び図面の明瞭性又は請求の範囲の明細書による十分な裏付についての意見を次に示す。

(1) 請求項3には、「前記n22、n31が0である請求項1又は2に記載の光電変換素子。」と記載されている。一方、請求項2に記載された発明は、P1をP11-1またはP12-1に特定しているため、「n22」と「n31」が存在しない。したがって、「請求項2に記載の光電変換素子」の「前記n22、n31が0である」ことを特定する請求項3の記載は明確でない。

(2) 請求項1～13に記載された発明に対して、明細書に具体的に記載された化合物は、化合物1～126であり、その内の一部について、初期変換効率等の評価がなれているのみである。通常、化学分野において、導入される置換基の種類が大きく異なる場合、あるいは骨格部の元素が置換された場合、その化学的性質は大きく異なることが予想されるものであることを考慮すると、本願の請求項1、その従属項、及び請求項13に係る発明において、具体的に提示検討されている化合物以外の、一般式(I)を満たす化合物において、いかなる効果が奏されるのか、当業者が過度の負担なく再現検証し、あるいはその効果を認識できる程度に明細書に記載されているとは認めることができない。したがって、請求項1～13に記載された発明は、明細書による十分な裏付けがなされているといえない。